

第1回青森県最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和4年7月28日(木) 15時00分～16時01分

2 場 所 青森第二合同庁舎1階 共用会議室

3 出席者

【委員】公益委員 飛鳥委員、石岡委員、森委員

労働者委員 赤間委員、秋田谷委員、野坂委員

使用者委員 小笠原委員、田中委員、藤井委員

【事務局】 橋本労働基準部長、八木澤賃金室長、嘉賀室長補佐、長尾厚生労働事務官

4 内 容

室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただ今より第1回青森地方最低賃金審議会青森県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の委員の出欠状況ですが、全員出席されておりますことを報告いたします。

また、本日の専門部会は公開となっていることから、傍聴人の募集公示を行ったところ、3名の方から傍聴の申し込みがなされ、本日傍聴されていることを報告いたします。

なお、本日は第1回目の専門部会ですので、「部会長」と「部会長代理」を選出することになります。選出されるまでの進行を、事務局が務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

賃金室長 では、部会長、部会長代理が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきます。

まず、今月7月22日付けをもちまして、皆様を専門部会委員に任命させていただきました。

専門部会委員の「辞令」につきましては、誠に失礼とは思いますが、自席に置かせていただきましたのでよろしくお願いいたします。これをもって交付とさせていただきます。

委員名簿につきましては、会議次第の次についております資料の最初に付けておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、資料の2ページ以降に青森県医労連から、4ページ目からは生活協同組合コープ青森労働組合から提出いただきました意見陳述書の写しが添付されております。

本日の専門部会は、第1回目の会議ですので、一点目として「部会長及び部会長代理の選任」を行うこと。二点目としまして、諮問に伴う関係労使の意見聴取の公示をしたところ、意見書の提出及び意見陳述の申し出がありましたので「意見聴取」を行うこと。

このために開催するものでございます。

それでは、開会に当たりまして、橋本労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

基準部長

橋本でございます。

本日はお暑い中、また、お忙しい中、専門部会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

日頃より当労働行政に対します御理解と御協力を格別に賜っておりますことに御礼を申し上げます。

本日は、先ほど事務局からもご説明申し上げましたとおり、7月7日に改正の諮問をさせていただきました青森県最低賃金につきまして、実質的な改正金額の審議をご議論いただきます本専門部会を正式に立ち上げさせていただくということにしております。

また、諮問に伴いまして関係労使の意見聴取について公示をいたしましたところ、労働団体2団体から意見陳述書の提出がございましたので、その意見聴取を行うことを予定しております。

一方、金額改正の目安につきましては、本日現在、中央最低賃金審議会から目安の答申が行われていない状況にございますが、今後示されます目安を参考にさせていただき、また現在、事務局で鋭意作業中でございますが、集計を行っております県内労働者の賃金分布状況の実態調査結果がまとまり次第、審議会資料として提供する予定でございます。

こういった資料なども参考にさせていただきながら、県の雇用経済情勢等を勘案した適正な最低賃金について調査審議いただきますようよろしくお願いいたします。

今日を皮切りに、委員の皆様方には、連日にわたるご審議をお願いすることになりますが、何卒お願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

賃金室長

続きまして、専門部会の「部会長」と「部会長代理」の選出に入らせていただきます。

「最低賃金法第25条第4項」の規定によりまして、本審議会と同様に「部会長」及び「部会長代理」は公益委員の中から選出することとされております。

事務局といたしましては、石岡委員に部会長を、森委員に部会長代理をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(委員から、「異議なし」の声)

賃金室長

「異議なし」の声がございましたので、部会長に石岡委員、部会長代理に森委員が選出されました。よろしくお願いいたします。

では、以後の議事進行は石岡部会長にお願いいたします。

石岡部会長

それでは、私のほうで部会長をやらさせていただきますので、皆様、ご協力の程よろしくお願いいたします。

では、議事に入りたいと思います。

まず、「1 青森県最低賃金の開催にあたっての意見陳述について」というと

ころでございます。

本日は、青森県医療労働組合総連合様と生活協同組合コープあおもり労働組合様から意見陳述の申し出がございましたので、意見をお聞きするということにしたいと思います。

それでは、最初の陳述人を席に案内していただけますか。

(最初の陳述人が着席)

石岡部会長 それでは、最初に簡単に自己紹介をしていただけますか。

陳述人 青森県医療労働組合連合会と申しまして、上部組織は日本医療労働組合連合会となります。47都道府県全てに県組織を持っておりまして、私は、青森県内の医療・介護・福祉労働者を組織している労働組合の専従で書記長をしております。国公立医療機関、民間の医療機関、障害福祉施設、介護事業所等を含めて組織しています。工藤詔隆と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

石岡部会長 ありがとうございます。それでは、事務局からお聞きしているとは思いますがけれども時間は10分程度で、あらかじめ意見書を提出していただきますので、これにそって、要点をおっしゃっていただくという形でお願いいたします。

それでは、青森県医療労働組合連合会の工藤詔隆さんから意見の陳述をお願いいたします。

陳述人 それでは、提出したものを読み上げる形でお話をさせていただきます。

労働者の賃金の向上及び改善にご尽力いただいていることに改めて敬意を表します。

私たち医療・介護労働者の現場では、看護師をはじめ国家資格等のライセンスをもつ労働者が多数います。非常に低い賃金水準におさえられ、厚生労働省の2021年度賃金構造基本統計調査によれば、看護師と教員の所定内賃金を比較すると看護師は117,500円低い実態にあり、さらに介護職所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で76,960円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的に果たす役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

仕事に見合わない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は別紙にあるように地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。

私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって、ともすれば、働く病院や施設、種別によって大きな格差が存在しており、納得できません。

コロナ禍が2年以上続くなか、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合い、この時間も奮闘を続けています。しかし、医療・介護への十分な補償も補填ないため、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であらわれました。この間、不十分ながらも緊急包括支援交付金や処遇改善事業などの制度

で若干の対応が行われましたが、現場の奮闘に見合う賃金改善には至っていません。コロナ禍が長引くことで、医療・介護事業所の経営も悪化し、そこで働く労働者は心身ともに疲弊もストレスも極限に達しており、このような低賃金状態を放置したままでは、国民の要求に応える医療と看護、介護の提供は、到底、困難と言わなければなりません。

さらに、医療・介護・福祉分野に従事する労働者は800万人越とされていますが、非正規雇用労働者が増加しているのが特徴です。医療の現場では3割以上が、介護施設では5割以上、在宅介護に関しては約9割が非正規雇用労働者です。

保障制度が不十分なままで断行された非常事態宣言による自粛により、雇用が脅かされ、収入が激減した非正規雇用労働者のくらしを直撃しています。

人手不足の解消、貴重な人材の流出や離職に歯止めをかけ、自らの仕事にやりがいを持って働き続けられるようにするためにも、賃金水準の引き上げが求められています。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題です。青森県内の医療・介護・福祉の充実。患者・家族・地域住民の立場に立った安全で安心な医療・介護・福祉を実現するためにも即時の実現を求めます。

よろしく願いいたします。

石岡部会長

ありがとうございました。

ただ今のご意見に対しまして、委員の方々から何か質問等はございませんか。

秋田谷委員

確認をさせていただきますけれども、意見書の「コロナ禍が2年以上続くなか」と書かれた段落の中で、「労働者の賃金切り下げの形であらわれ」とありますが、具体的には何割くらい下がったとか、どういった手当が削減されて賃金の引き下げになったのかということをお教えいただきたいです。

あと、3ページの表があります。この表の縦のグラフが最低賃金だと思います。そして、もう一つの折れ線グラフが賃金構造統計調査による金額ということでしょうか。このグラフをみると、最低賃金よりも賃金が下回っているような見方もできますので、こちらの部分も説明していただきたいです。

陳述人

まず、具体的なコロナ禍になって賃金等に影響したところとすれば、一番大きいのは一時金です。夏・冬を含めて、コロナ前とコロナ禍にあつての一時金の支給額に大きな差が出ています。

あとは、直接の減額ではありませんけれども、定期昇給が凍結されたり、ベースアップがなかったりとか、そうした影響もありました。

それから、表にあります棒グラフと折れ線グラフの関係ですけれども、決して最低賃金を割っているということではないです。この表は、地域の最低賃金に賃金が引っ張られる状況にあるということをお折れ線グラフと棒グラフで表したかったということです。そうした状況だからこそ、地域の賃金水準を底上げする形の中で医療・介護・福祉労働者の賃金水準というのを考えていただきたいということで発言をさせていただきました。

秋田谷委員 分かりました。医療、介護、福祉の現場の人員不足というのはよく耳にする話でもありますし、そういう人たちが最低賃金近傍で働いているということですから、引き上げに対するご意見もよく理解できることだと思っております。
ありがとうございました。

陳述人 医療の分野も賃金は低いのですが、最も顕著なのは、ライセンスをもって仕事をしていながら最低賃金の水準で仕事をしている介護に従事している方です。

石岡部会長 ほかには何かございませんか。

(委員から、特になし)

石岡部会長 それでは、以上で、意見聴取を終わりたいと思います。工藤さん、どうもありがとうございました。
お疲れ様でした。

陳述人 ありがとうございました。よろしく願いいたします。

(陳述人が退席)

石岡部会長 それでは、次の方からお話を伺いたいと思います。

(続いての陳述人が着席)

石岡部会長 まず、最初に簡単に自己紹介をしていただけますか。

陳述人 生協労連生活協同組合コープあおもり労働組合で中央執行副委員長をしております小田桐と申します。
よろしく願いします。

石岡部会長 よろしく願いいたします。
事務局のほうからお聞きになっているかと思いますが、時間は10分程度で、書面も提出していただいていますので、その要点をおっしゃっていただくという感じで述べていただければと思います。
それでは、生活協同組合コープあおもり労働組合の小田桐幸子さんから意見の陳述をお願いいたします。

陳述人 今回、審議会で意見を述べる機会をいただきましてありがとうございます。
はじめに、私たち生協の給与についてお話し、その後、最低賃金の地域間格差是正の必要、地域別最賃の4つのランクの問題、最賃引上げに中小企業や小規模事業者への支援策が必要、という三点について意見を述べさせていただきます。

このコロナ禍において、主な生協の事業の中で、店舗での購買事業、トラックによる宅配事業はコロナ前の供給を大きく上回り、店舗は落ち着いたものの、宅配は高止まりしている状況です。コープあおもりの場合、パート職員、この方たちを「定時職員」と言いますが、時間給856円で、7時間・22日の勤務では月額131,000円余です。勤続三年目までは習熟給として時給プラス10円の手当てがあります。これを加味して、一時金有の職員の場合、136,000円余。一時金無の職員で144,000円余です。手取りとしては、可処分所得を考えれば、110,000円前後となります。定時職員の中には、もちろん男性もいらっしゃいます。子育てをしながらシングルで働いている方も大勢います。一人の家計でやりくりできる賃金としては、大変困難なものです。

「正規職員」の高卒初任給は時間給に換算すると943円程度です。転勤を希望しない「エリア正規職員」になると、10%給与が下がります。時給換算で850円程度です。「定時職員」は、宅配の組合員担当となった場合のみ150円の職種給がつきますが、正規職員にはつきません。

非正規労働者の方については、もともと貯蓄をする余裕がない中で、コロナ禍の感染拡大・長期化に加えて、この春からの電気やガス料金、食品や生活必需品が続々と値上がりしています。これまで最低賃金といえば、非正規の時間給労働者への影響が大きいと考えられていました。昨年、青森地方最低賃金の引上げ率は、3.66%でした。現在の物価や社会保険の負担はそれを上回る勢いで上がっていると思います。

パート・アルバイトなどの臨時職員と正規職員が混在して仕事をするサービス業では、とりわけ非正規の賃金の決定にあたり、最低賃金額を見ながら時給や給与を設定するケースが多くあると思います。さらに、この非正規の賃金を見ながら、正規職員の賃金を決定する傾向があると思います。最低賃金が上がらなければ正規職員の賃金も上がりません。最低賃金引き上げの要望は正規非正規に限らず大きなものがあります。主たる生計者として暮らしていくには、今の最低賃金では生活が苦しすぎて無理だというのが実感です。

同じ仕事をしていて、青森だと上記の給与であり、首都圏に行けば給与が上がるわけなので、首都圏に出て行って帰って来ない方がいいとなっている現状ではないでしょうか。これでは青森の未来はありません。

1点目の課題ですが、最低賃金の地域間格差是正の必要です。

2021年の人口動態統計では、青森県の日本人人口は、前年より15,536人減の1,253,958人です。人口減少率は全国2番目の高さだったとの報道があります。

青森県の人口はピーク時で153,000人でしたが、2021年12月現在1,219,000人に減っています。厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所の発表によれば、2045年には人口820,000人にまで減ると予測されています。若者に展望・未来のない状況が続いています。私たちはその原因として最低賃金の影響も考えられると見ています。

青森県の最低賃金は現在822円、東京都は1,041円です。年間の収入は、456,700円の差です。

賃金構造基本統計調査では、青森県と東京都との賃金格差は1,192,000円です。

最低賃金の高低と地域の人口の転出入には強い相関関係があり、この賃金の格差は労働力の流出の一因となっていると考えます。持続可能な地域を作る上でも早期に是正する必要があると思います。

次に、地域別最賃の4つのランクの問題です。

中央最低賃金審議会のランク別の目安答申は、「全国の見地からの整合性」を論拠に格差縮小を目指し、78年から目安方式の導入が開始されたと聞いています。78年の青森県の最賃は279円、東京は365円でした。東京を100とすれば、76.4%です。2022年では、79.0%です。4ランクによる目安提示方式は、40年以上が経過しても格差がほとんど縮小していません。

ランク制は、地域間格差を拡大させ、これを固定し首都圏への一極集中と地方の疲弊を生んでいるとしか思えません。私たち全労連が取り組んでいる「最低賃金生活費調査」では都市部と地方の間でほとんど差がないことが明らかになっています。今年6月時点で27都道府県の調査結果が公表されています。私たち全労連は、全国一律1,500円の最低賃金制度を目指していますが、これに一足飛びに達成できるものではないことも承知しています。私たちはすべての働く人に人間らしい生活を保障するため、全国一律制度に移行するための最低賃金法の改正にむけた議論が開始されることを期待しています。

3つ目の課題です。最賃引上げには中小企業や小規模事業者への支援策が必要であると考えます。

最低賃金の地域間格差をなくし、抜本的に引き上げることは、労働者の購買力を上げ、地域の中小・零細企業の営業を改善させる地域循環型経済の確立に繋がると思います。

一方で、最低賃金の急激な引き上げが中小零細企業の経営を圧迫しているとの声を強く聞きます。私たちの上部組織である全労連は、全国一律最低賃金の実現に向けて中小企業支援策が必要であるとして、中小企業への直接支援、公正な取引の実現、地域循環という3つの柱の提言を取りまとめました。

地方最低賃金審議会の中には、国に対して中小企業・小規模事業者支援策を求めることを付記した答申をしているところがあります。

青森県地方最低賃金審議会におきましても最低賃金額のご審議に際して、国による中小企業支援の必要性も考慮していただきますようお願いいたします。

最後になります。

この間の新型コロナウイルス感染拡大のもとで、感染のリスクを受けながら働くエッセンシャルワーカーの働き方、低賃金で働く労働者が多くいることが明らかになりました。コロナ感染拡大と長期化は、医療・介護の現場だけではなく、非正規雇用労働者の雇用の喪失や低賃金により蓄えがない中で収入をたたれる危惧、さらに自らも新型コロナウイルスに感染するリスクと闘いながら働いている多くの業種の労働者がいることも明らかになったのではないのでしょうか。

ぜひご検討いただきますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

石岡部会長

ありがとうございました。

ただ今のご意見に対しまして、委員の方々から何か質問等はございませんか。

(委員から、特になし)

石岡部会長 それでは、以上で、意見聴取を終わりたいと思います。小田桐さん、どうもありがとうございました。

石岡部会長 それでは、議題の2番目「その他」ということですが、事務局から資料等の説明をしていただけますか。

賃金室長 それでは、事務局から資料の説明をさせていただきます。

まずは、お配りしました資料ですけれども、本体資料と、別冊資料がございますが、別冊のものは、7月12日に開催されました中賃第2回小委員会の資料、19日に開催されました第3回目安小委員会の資料および25日に開催されました第4回目安小委員会の資料となっております。

次に、会議次第の次についている資料でございますけれども、資料ナンバー2の1、2ページ目。先ほど、陳述いただきました青森県医療労働組合連合会からの意見書。4ページ目以降、資料ナンバー2の2とついていてのものでございますけれども、こちらも陳述いただきました生活協同組合コープあおもり労働組合からの意見書でございます。

続きまして、資料ナンバー3になりますけれども、ページだと12ページになります。これは、青森県における生活保護と最低賃金の比較についての資料ということになっております。

12ページが結果の概要、13から14ページが詳細部分でございます。生活保護費の最新のデータでありますけれども、令和2年度のデータで生活保護費と最低賃金を比較し、乖離額を算出したというものでございます。

12ページをご覧くださいますと、生活保護の月額が95,963円。最低賃金の月額が112,601円。比較ですと時間額換算で117円、最低賃金が上回っているということになります。

この117円は、令和2年度データに基づく乖離額であり、令和3年度は青森県は29円の最賃上げがございましたので、結果、現状では最低賃金の方が146円上回っていることになりまして、乖離はないという状況でございます。

最低賃金法第9条において、最低賃金は3つの決定基準、労働者の生計費、労働者の賃金状況、企業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるとされているところでございます。

さらに、「生計費」を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮する、とされているところでございます。そこで、毎年、最低賃金と生活保護費との比較を行って、乖離がないか確認をしているということでございます。

続きまして、資料ナンバー4、15ページ目になりますけれども、春季賃上げ妥結状況でございます。

連合青森の集計では加重平均で2.36%、青森県経営者協会の集計では単純平均で1.82%となっているところでございます。

これが春季賃上げ妥結状況でございます。

続きまして、資料ナンバーの5、17ページになります。これは都道府県人事

委員会が公表している、道府県庁別、都市別標準生計費でございます。

次のページの資料ナンバー6は「青森市の世帯人員数別標準生計費」でございます。

資料ナンバー7でございますが、こちらは青森労働局が公表しております「新型コロナウイルス感染症の影響による青森県内の動き」でございます。20ページ目に解雇等の見込み、雇い止め等に関わる相談状況、21ページにコロナ助成金等の状況、22ページになりますとコロナに関する労災請求・決定件数等の状況について掲載をされているところでございます。

資料をめぐっていただいて、資料ナンバー8、これが、青森県における新型コロナウイルス感染症の感染動向ということで、資料作成時点になりますけれども、7月24日に公表されているところでございます。最近、第7波ということで感染が拡大しているため、24日より大きく数値が動いているところかと思えますが、そうした現在の状況を示しているものでございます。

続きまして、資料ナンバー9、25ページからになりますけれども、これは4月に実施されました青森県景気ウォッチャー調査特別調査となっているところでございます。次の26ページをご覧くださいますと、「新型コロナウイルス感染症拡大による現在の景気への影響」としまして、91.8%が「非常に」または「どちらかといえば影響があった」と回答しているところでございます。以下、それぞれの動向が記載されております。

次に、別冊資料についてご説明させていただきます。

まず、第2回目安に関する小委員会の資料でございます。こちらの資料を1枚めぐって、資料ナンバー1のところは今年の賃金改定状況調査結果でございます。

ページをめぐって、6ページ目。これが第4表になります。こちらのページの左側に産業計、男女計がございますけれども、全ランクの計でいきますと、賃金上昇率は、昨年は1.5%の上昇率、その前年の0.4%を上回っている状況でございます。すべてでこのように上回っている状況でございます。この中でAランクが1.4%、Bランクが1.3%ですが、Cで1.6%、青森県の属するDランクが1.9%ということで、A、BよりもC、Dランクのほうが賃金上昇率が高くなっている状況でございます。

次に、資料ナンバー2でございますが、生活保護と最低賃金の資料でございます。こちらの2ページ目が、すべての都道府県で生活保護費よりも最低賃金が上回っているところでございます。実線が最低賃金、点線が生活保護費ということですから、最低賃金のほうが上回っているところでございます。

続いて、今見ているページをめぐっていただいて、都道府県別の未満率と影響率の部分ですけれども、これは昨年度の都道府県ごとの未満率と影響率でございます。2ページ目が基礎調査からのものでございます。3ページ目が賃金構造基本統計調査からのものです。それぞれの右端のほうに全国平均がありますが、2ページ目の基礎調査のほうの青森県の影響率が21.6%ということで全国一番の影響率でございます。そして、3ページ目の賃金基本統計調査の影響率は青森県は7.0%というところでございます。この影響率の違いですが、基礎調査の調査対象が、賃構調査と比べまして、賃金の低い労働者の多いと考えられる業種、規模に絞られているため、数字が大きくなるところでございます。

先ほど申しましたけれども、青森県は、基礎調査での影響率が全国で一番高く、

また、賃構調査でも全国で3番目に高くなっています。

なお、青森県の今年の「最低賃金に関する基礎調査結果」につきましては、現在、調査票の点検・集計作業中でございますので、次回以降の会議で資料を用意いたします。

次に中賃資料ナンバーの4でございますけれども、賃金分布に関する資料ということでございます。

「一般労働者」、「短時間労働者」、「両者の計」の3つに分けてグラフ化されているもので、掲載されている都道府県の順番は、経済諸指標の総合指数の順となっております。

この資料の29ページからのところについてご説明したいと思いますけれども、こちらは短時間労働者の時間当たりの賃金分布を示しているグラフとなっております。まず、29ページの最初にあるのが東京都でございます。東京の横に(A)と書かれていますが、こちらはAランクということを表しています。

そして、グラフに縦軸と横軸がありますけれども、縦軸が人数、横軸が時間当たりの賃金額ということでございます。

このグラフの上にある1,013円というのは、令和3年6月時点での最低賃金でございます。

東京のグラフを見ますと、1,013円のところに人数のピークが来ていることがわかります。東京都は、これまでは最低賃金額より少し高いところに人数のピークがあるような傾向がみられていたところなのですが、近年は最低賃金が大きく引き上げられたこともあり、Aランクの都府県でも最賃額にピークが来ているところございました。

続きまして、青森県が何ページにあるかということ、38ページ目以降にDランクが記載されています。この中で青森県は41ページにありまして、青森県も調査時点の最低賃金額793円のところにピークがあるという状況でございます。これは、隣に記載されている秋田県も同じような状況ではございますが、縦軸の人数部分を見ていただきたいのですけれども、青森県は縦軸の一番の上限は6,000人です。秋田の場合は、4,000人ですから、同じようなグラフではありませんが、ピークが青森県のほうが高く出ていることとなります。そのため、最賃額近傍者が圧倒的多数の状況にあるということになります。

このように、青森県は他のDランク県と比べても最賃額もしくはその近傍の労働者が多いという状況がわかるものでございます。

次の資料ナンバー5については、説明を省略させていただきます。

資料ナンバー5以降に、追加要望資料、足下の経済状況等に関する補足資料、主要統計資料がございます。

このうち、参考資料の2、足下の経済状況等に関する補足資料をご説明したいと思います。

参考資料2の表紙をめくっていただいて、9ページと記載されておりますところに「ランク別有効求人倍率の推移」というところがあります。各ランク別の折れ線グラフがあるところでございますけれども、有効求人倍率はCDランクのほうがABランクよりも上回っていることがわかります。これは、C、DランクのほうがA、Bランクよりも人手不足が強く出ている状況があるということです。次のページには「ランク別新規求人数の水準の推移」がありますけれども、これ

と同様の傾向でC、Dランクのほうが高いという状況でございます。

これが第2回を目安小委員会の資料でございました。

続きまして、第3回目安に関する小委員会の資料についてご説明したいと思います。

この資料は委員からの追加要望資料でございます。

この資料の最後のページをご覧ください。これが第4表③というものです。先ほどの第2回目安に関する小委員会の資料の中で、第4表①の説明をいたしたところですが、今回は、③というものが示されたところでございます。この③のタイトルを読み上げますと、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和3年6月と令和4年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）となっております。

この括弧書きにあるとおり、昨年から今年にかけて在籍している方を対象とした集計ですから、今年4月に入社した方々は反映されていないということになります。なので、昨年から在籍している方の賃金の変動がわかるということでございます。

この資料を見ていただきますと、上段に計の部分がございしますが、産業計の全ランク計の賃金上昇率は2.1%でございます。先ほどの第4表①では1.5%でございましたので、こちらの表のほうが高く出ていることがわかります。ランク別でみると、ABCランクが2.0%、Dランクが2.4%ということでDランクが全体で最も高くなっているところでございます。第3回目安に関する小委員会ではこうしたものが示されたということでございます。

続きまして、第4回目安に関する小委員会資料がございします。

こちらをめぐりまして、参考資料のナンバー1でございしますけれども、消費者物価指数の推移ということで物価上昇に関する資料が示されています。本年6月の動向が示されているところでございしますけれども、総合指数で2.4%のプラス、「生鮮食品を除く総合」は2.2%プラス、「生鮮食品およびエネルギーを除く総合」は1%プラス、「持家の帰属家賃を除く総合」は2.8%ということで、いずれも高い物価の上昇が示されているところでございします。

参考資料のナンバー2の説明に入りますが、こちらは物価の上昇率の推移を示している資料でございます。めぐって最初のページを見ていただきたいと思います。今年6月の全国消費者物価指数が2.8でございします。Dランクも2.8となっております。次のページでは、物価の上昇率の推移ということで都道府県別のものがA、B、C、Dランクごとに示されたものでございします。

青森県はこの表のどこに記載されているかと言いますと、Dランクの欄の下から4番目にあります。青森県の6月の数字は4.3%でございします。これは同月では全国で一番高い数値ということがわかる部分でございします。このような資料が小委員会で示されたということでございます。

簡単になりますけれども、事務局からの資料説明は以上でございます。

石岡部会長 ただいまご説明があった部分につきまして何かご質問等はございませんか。

秋田谷委員 1点だけ。次第がついている資料の21ページに雇用調整助成金の申請件数と支給決定件数があります。こちらの令和4年度を見ますと、支給申請件数が3、

187件、支給決定件数が3,467件ということで、支給件数の方が多くなっているのはなぜかという質問ですが。

基準部長 正確なところは担当部署に確認の上とさせていただきたいのですが、申請してから決定までタイムラグがあることがあります。例えば、年度をまたぐといったことです。申請はあくまで年度内に出された件数。決定というのはその件数とリンクしないで、申請は3年度で決定は4年度という場合なども考えていきますと申請に対して決定が上回るというのもあり得るということです。

確認の上、もし間違っていれば、先生方にはご連絡差し上げたいと思います。

秋田谷委員 わかりました。

石岡部会長 ほかに何かご質問等はございませんか。

(委員から、特になし)

石岡部会長 最後の消費者物価指数のところで、青森が一番高くなっているというのは何か思い当たる理由はありますか。冬場だと暖房費がかかりますから何となくわかるのですけれども、6月で一番高いというのはどういうことでしょうか。

賃金室長 6月だけでなく、今年にはいつからずっと高い状況が続いているところがございますけれども、詳細についてはわかりかねるところでございます。

石岡部会長 わかりました。ほかに何かご質問等はございませんか。

(委員から、特になし)

石岡部会長 その他に何か事務局からございますか。

賃金室長 事務局からですが、皆様の方からの産別の日程につきまして、調整させていただいたところですが、次の会議の場において、事務局案をお示しして、そこで確定をさせたいというふうに考えております。そういうスケジュール感で考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

石岡部会長 そのほかに皆様方から何かありますでしょうか。

秋田谷委員 先ほど、部会長がおっしゃっていた消費者物価指数。令和4年の4月が6.8ということで全国でも倍近い数字になっているので、元データを調べたほうがいいのではないかと感じるのですが。

極端ですよ。

石岡部会長 総務省の統計なので、元データを調べるのは難しいと思いますよ。

秋田谷委員 青森県だけ6.8という数字なので。ちなみに、隣県の秋田が4.1。佐賀で2.9とか。大体は3から4という数字が多い中で6.8なので。例えば、ガソリン価格の高騰であれば全国的なものなので、なんで青森県だけがこんなに高い数字になるのかなど。もし、わかればでいいので。

基準部長 はい。リサーチできる範囲で。

石岡部会長 それでは、ほかには特にございませんか。

(委員から、特になし)

石岡部会長 それでは、本日の専門部会についてはこれで終了したいと思います。どうもお疲れ様でした。